

久慈川河川整備計画行政連絡会議規約

(名称)

第１条 本会は、「久慈川河川整備計画行政連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第２条 会議は、久慈川水系河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第１６条の２第５項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県市村において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

(組織)

第３条 会議は、別紙で構成される。

- ２ 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。
- ３ 関係県市村は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。
- ４ 関係県市村は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

第４条 会議は、原則として公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

第５条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所に置く。

- ２ 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改定)

第６条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第７条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

(附則)

この規約は、平成２８年７月２１日から施行する。

別紙

久慈川河川整備計画行政連絡会議の構成

茨城県土木部河川課長

日立市副市長

常陸太田市副市長

常陸大宮市副市長

那珂市副市長

東海村副村長

国土交通省関東地方整備局河川部河川調査官

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長